

丹波国宮田庄の研究

田 中 稔

【要約】 これまでに行われて来た庄園の個別的研究所の大半は、東寺・東大寺その他の大社寺庄園であり、院領、摂関家領の如き公家領庄園についての個別研究は乏しい。しかしこのことは公家領庄園の研究の重要性が少いことを示すものではない。公家領庄園に関する史料は大社寺領庄園程豊富に残存していないが為の外ならない。その公家領の中でも、この近衛家領丹波国宮田庄は、史料が比較的まとまっているので、当庄を中心にして、公家領庄園についての一つのデータを提供したいと思う。しかし史料の制約もあるので、主として当庄の鎌倉時代後半期の情勢について述べることにした。

一、宮田庄の概観

つてみたいと思う。

先づ当庄の概略について述べたい。

当庄に関する史料は近衛家文書を中心として東寺百合文書その他に散見するものを集めると百四、五十通に及び、その時代は平安時代後期より室町時代中頃に迄及んでいる。その数は決して多くはないが、鎌倉時代後半期のものが殆どその半ばを占め、又その内容も興味のあるものが少くない。そこでこの宮田庄関係文書を利用して、当庄の鎌倉時代後半期の状態について考えてみると共に、南北朝内乱前後の畿内近国の情勢を解明する一つの糸口なりとも探

宮田庄は丹波国多紀郡（現在は兵庫県）にあり、篠山町の西北に当る北河内、南河内兩村の地がほぼこれに当つている。そして当庄の西方には有名な東寺領丹波国大山庄が隣接している。

当庄の成立年代并に成立事情は詳かでない。成立年代の大体の推定を行つてみるとそれは平安時代中期か又はそれ以前のものである。関白近衛政家は応仁二年（一四六八）その日記の中で当庄のことを述べて「家門異他旧領廿五ヶ所

内忠仁公以来別相伝地也」と記している。^①忠仁公とは良房のこと、当庄の成立は古く貞觀年間（八六〇年代前後）以前に遡ることになる。この非常に時代を降つた史料をそのまま信用することについては若干疑問もあるにしても、当庄の成立はかなり古かつたものと考えられる。当庄の名の見える文書の中で最古のものは宮田庄寄人の大山庄に対する非法を止めた天承二年八月五日（一一三二）関白家忠顯御教書等である。又建長五年近衛家所領目録を見ると「庄務本所進退所々」の一つとして「同宮田庄長範」と記されているが、この目録の末に高陽院領内

「所領濫觴者委見延久二年十月六日進官目録

建長五年十月廿一日注出之

とあることから、当庄は延久年間（一〇七〇）以前に既に近衛家領となつていたと考えられる。そこで当庄の成立は良房以前であるとする確証はないにしても、それは既に平安中期以前に成立していたということは十分考えられるところである。

次に当庄の範圍及び面積について考えてみよう。庄内の村として文書中に名が見えるものをあげると、木乃部、栗

柄、小坂、板井、興法寺の諸村で、興法寺村以外は地理調査所五万分一地圖等にもその名が見えているが、何れも南北河内村内の大字名で、この兩村が大体往時の宮田庄の庄域であつたことを物語っている。その田地面積は元亨四年当時で二二二町八反一六〇歩に及び、かなりの大庄であつた。^②永徳二年雜掌長俊は「当庄者為各別御相伝領之隨一重色無雙之地也」^③と述べているが、前述の如く近衛政家が「家門異他旧領廿五ヶ所内」と記しているのと大体符合している。これは当庄が近衛家にとつてかなり重要な庄園の一つであつたからに他ならないであろう。

二、宮田庄の支配形態

鎌倉時代から南北朝時代にかけて近衛家は当庄に対して如何なる方法で支配を行つていたのであろうか。預所、下司、公文等を置いて支配していたことは他の一般の庄園と全く同じであるが、それぞれに対して如何なる人物を補任していたのであろうか。

イ、預所

当庄は近衛家の直轄領であり、領家を介してではなく、

本所より直接に預所を補任していたようである。即ち当庄関係文書には領家職を有している者の名の見えているものもあるが、それが庄務に対して直接関与していたと思われるような形跡はなく、預所は常に本所近衛家の直接指揮下にあつたようである。そして一方当庄の領家職得分は如何なる方法、経路をたどつて領家に収められたかという問題があるが、これについては全く不明である。

建長五年近衛家所領目録に「同 同 高陽院領内宮田庄長範」とあるが、この長範は如何なる人物であらうか。正和四年頃大山庄地頭中沢直基は当庄預所為成と相論したが、その時の陳状中に「直基曾祖父基政与為成祖父長範去建長年中番訴陳以来代々敵仁也依之為成父長成申付殺害不実於直基親父尊蓮為備支証構出謀書之間番訴陳三問三答故陸奥入道殿御在京之御時被究淵底長成謀書露頭之間可被改易宮田庄預所職之由被成御下知畢」と述べている。このように為成の父長成も当庄預所であつたのであり、大山庄地頭中沢基政と建長年中に相論を行つた長範も預所であつたと考えられる。この長範は建長五年近衛家所領目録に見える長範と年代的にも一致し、同一人物であらう。するとこの所領目録中「庄務

本所進退所々」の中に見える庄園の下にそれぞれ書かれている人名は預所で、彼等の任免権は本所近衛家が直接握つていたことが知られる。

この所領目録には「庄務本所進退所々」と並んで「請所」があるが、これは地頭による請所か、或は又領家の直接支配に委ねられていたものであらうか。請所という言葉は地頭請所のみを表すものではなく、領家の請所というものも存在していることを考えると、請所とは一定の年貢を貢納する代りに一庄の支配権を与えられているものであればすべてそう呼ばれたものと思われる。これらの請所はすべて誰による請負であるか詳かでない。しかし請所の地二十ヶ所に対して直轄領は六十ヶ所、近衛家は庄園の直接支配を原則としていたことが知られる。

当庄の預所職には如何なる者が任ぜられたのであらうか。前に引用した文書を見ると預所は大雑把に云えば長範——(?)——長成——為成と父子孫の間に相伝されてきたようである。しかし文書の上に雑掌又は預所としてその所を見せている者をすべて拾つてみると次の如くなる。

(第一表)

建長頃	一二五〇前後	長範(為成の曾祖父)	預所
建長五年	一二五三	長範	預所
建治二年以前	一二七六以前	証寂	預所
建治二年	一二七六	筑前太郎判官入道見寂 (譲与)	預所
弘安二年	一二七九	同右	同
?		見蓮	同
永仁元年	一二九三	円全	預所
永仁四年	一二九六	相運(長成)	同
永仁六年	一二九八	同(長成)	同
同	同	長成(為成の父)	同
正安二年六月	一三〇〇	相運(長成)	同
正安二年四月	同	円詮	相論の雑掌
正安四年	一〇三二	雙照	同
嘉元三年	一三〇五	円道	預所 <small>カ</small>
徳治二年	一三〇七	円道	同
徳治三年	一三〇八	左衛門尉長量	預所
正和元年頃	一三一二	肥後入道道証	同
正和四年	一三一五	筑前々司為成 <small>長成の子孫</small>	同

大山庄との用水
契状に署名
尊蓮と相論和
以前の預所

この雑掌を預所と同じものとするならば預所職は為成一族の間に順調に相伝されていたとは考えられないばかりでなく、それは突に頻繁に時には二、三年毎に改替されたりしていたことになる。この中には同一人物で法俗兩名を別々に使っていると考えられるものもあるが、それにしてもここに見える名前は極めて多い。雑掌として名の見えている者が全部預所であつたのではなく、庄務に携はずただ相論等の為の雑掌がいたようである。正安二年四月雑掌円詮申状は庭申言上状即ち裁判の席に於て提出した文書であるが、これには「斎藤左衛門尉助高与当預所相論越前国方上庄御録下司職之日預所得理之間」とある。円詮は自分の名前の上に雑掌を付けたがら、ここには「当預所」と書いて自分の名前を上げていな

正和五年	一三一六	良有	同一人物か
文保元年	一三一七	実俊	
元亨三年	一三二三	良有	
正慶元年	一三三二	尊舜	
文和元年	一三五二	良祐	
永徳二年	一三八二	長俊	
同三年	一三八三	同	

いのは、雑掌円詮と当預所とが別人であるからであらう。

しかもこの庭中言上状はそれ以前の相違(＝長成)と大山庄地頭中沢基員との三問三答の後をうけたものであることを考え合せるならば、この円詮は庄務に直接携る預所ではなく相論の為の雑掌であると考えられる。ではこの中から純粹に預所と思われる者を拾い出してみると、長範、証寂、見寂、長成、円道、長量、道証、為成である。以下その理由について述べる。

長範、長成、為成が預所であつたことについては先述の如くである。見寂については「ちくせんの大らう判官入道と申候人乃所領ミヤたのしやう」^⑩とあり、見寂の雑掌は預所

であつたことがわかる。そして彼は証寂の譲によつて雑掌になつたことを考へると証寂も預所であつたと言い得る。円道については嘉元四年十月四日法橋良巖書状案に「丹波国宮田庄雑掌円道申生西父子致条々狼藉由事……依雑掌触申合御□□并次郎左衛門尉代子息六郎相共馳向宮田庄……」とあるが、これを見ると円道が庄務に関与していたやうで、円道は預所であつたと考えられよう。長量については徳治二年五月廿八日大山庄用水契状に「預所左衛門尉長量」と署名しているが、これと同日の今一通の契状に大山庄預所が署名している^⑪。しかも長量署名の契状の案文の端裏に「宮田」と書かれているので長量が当庄預所であつたことが知られる。

次に道証について述べる。正和四年から五年頃にかけての大山庄地頭と雑掌の相論が行われたが、正和五年の雑掌の重訴状に「直基父尊違殺害以下悪行事宮田庄前預所肥後入道々証訴訟之時頻可和与之旨基任懇望之間基任師匠本覚

取伝々基任状分明也」とあるが、この時副進めた状を書上げた中に「二通 斎藤左衛門大夫基任同師匠本覚状正和元年六月四日五月」とあるのを考え合せると、道証は正和元年頃には預所であつたことが知られる。

これを見ると預所は長成一族に順調に相伝されてきたと考えられない。実際に長成は正安から嘉元の頃にかけて預所を改替されたようである。正和四年大山庄地頭中沢直基は「故陸奥入道殿御在京之御時被究淵底長成謀書露頭之間可被改易官田庄預所職之由被成御下知畢非僞被召所帶失面目終令死去畢」と述べているが、この故陸奥入道とは正和元年六月に死んだ執權北条宗宣のことであろう。宗宣は永仁五年より正安四年正月迄六波羅探題として在京している。長成、基員の相論が行われたのは永仁四年から正安二年にかけての頃であるから長成が預所職を改易されたのは正安二、三年頃で、その代りに道証が預所に補任されたものであろう。それではこれらの預所に補任された者は如何なる出自のものであつたであろうか。以下それぞれについて述べる。

先づ最初に為成一族について述べよう。建長五年近衛家

所領目録を見ると「越前国 鮎河庄長範」とあり、長範は官田庄

預所の他に鮎河庄の預所職を有していた。為成父長成は正應三年に宝帳布用途不足分を近衛家に進めているが、これには鳥丸前宰相、右大弁等も名を連ねており、又彼が筑前

々司であつたことも考え合せると、為成一族は京都在住の下級貴族で近衛家の家司をしていた家柄ではないかと考えられる。永仁六年七月中沢基員重陳状を見ると相論の相手は「官田庄雜掌長成」である。この文書については端書に

「此状者二答状也如状中者雖相似三答状令二答状雜掌不請取之……」と朱書されているが、これは永仁六年六月官田庄雜掌相違重訴状の端書と一致するので相違と長成は同一人物と考えられる。彼は正安二年二月にはなお雜掌であつた。その後何時の頃にか彼は預所職を改易されたことは前述の如くである。正安二年四月雜掌円詮庭中言上状に「斎藤左衛門尉助高与当預所相論越前国方上庄御探題下司職之日預所得理之間……」と述べられているが、この雜掌円詮は預所でないことは前述の如くである。この庭中言上状はその前の永仁四↓六年の預所相違（＝長成）と中沢基員との

訴陳の対決の時の言上状であることから、相違はこの時

は今尚預所であつたと思われる。そこで長成は当時方上庄下司職を保有していたものと考えられる。これによつても長成或は又その一族と近衛家との關係の深かつたことが知られよう。

次に筑前太郎判官入道見寂について述べる。彼は建治二年を若干溯る頃、証寂から当庄預所職を譲られ、建治二年十月にはこれを安堵されている^⑧。このように一応譲与相伝の形をとる場合もあつた。彼は「このゑ殿の御内にゆちくせんの大らう判官入道と申し人^⑨」と言われていることから近衛家の御内人であつたことがわかる。そして彼も常に在京していたようで、建治二年十二月大山庄地頭との間に宮田庄木乃部村代官西善殺害をめぐつて相論が起つた時のことについて見寂は「彼殺害事自庄家告申之間同十四日巳時宮田庄預所馳向于守護御代官之京都宿所^⑩」い、訴申したと云われるが、これは預所たる見寂が常に在京していたことを示すものであろう。なお見寂と為成一族との間の血縁關係の有無については明かでない。

当庄預所について右に述べたことをまとめると鎌倉時代後半期に於ては必しも長成爲成一族間に固定して相伝され

たのではなく、時には他家の者をも補任していた。そして預所に補任された者は下級貴族で、近衛家と特に關係の深い御内人と呼ばれるようなもので、彼等は多分近衛家の家司をしていたような者が多かつたのではあるまいか。

このように在地性のない預所達はどのように庄園管理を行つていたのであろうか。東寺領等に於ては寺方雜掌、地下雜掌の二つがあつた。地下雜掌は又地下代官とも呼ばれているが、当庄に於ては地下代官には如何なる人物を任命していたか詳かでない。建治二年十二月に大山庄地頭に殺害されたという木乃部村代官西善の名が知られるのみである。ここに木乃部村代官とあることから、木乃部、小坂、板井等の当庄内の村毎にも代官が置かれていたことが推測された。そして当庄に於ては村という地縁的結合体を單位に庄園支配を行つていたことが窺われる。しかしこれらの村代官を統轄する一庄の代官の存在については全く不明である。

南北朝前夜の土豪層の成長、又その間の対立の激化等による在地の情勢の切迫化は、庄園領主一般にとつての支配の危機であり、それを如何に切り抜けて庄園支配を確保維

持するかという大問題に直面していた。これについて当庄の預所等は如何に対処していつたかという点について次節以下に於ても述べるが、隣庄大山庄地頭の非法、悪党、庄官の御家人化の動きなどの対策に腐心せねばならなかつた。口、下司、公文

下司としてその名の知られる者は正和五年から翌文保元年にかけて文書に見える三郎左衛門入道寂仏のみである。公文についても殆ど知られない。承久乱以前には信家が重代相伝の職として公文であつたが、乱後咎なきにも拘らず關東御家人石川六郎が幕府から公文職に任ぜられた。これに対して近衛家の側から新公文の停止を求めたが、これが容れられて貞応二年九月十三日幕府は石川六郎の新公文を停止し領家の進止となした。この後誰が公文となつたのか不明であるが多分信家であつたであろう。その後長い間公文の名は見られない。嘉元年間頃からしきりに宮田庄に乱入した悪党生西は前公文と呼ばれており、彼が悪党化する正安三年以前には公文であつたと推定される。そして正和五年から文保二年に至る頃には次郎左衛門入道觀円が公文であつたことが見えている。更にその後六十年程経たず

二年頃には波々伯部將監盛貞が公文であつたことが知られるのみである。

これらの下司公文は何れも当庄に根拠を有する土豪であつたようである。公文信家については「雖有御庄官之号為庭弱之田夫」と言われているが、これは彼が当庄土着の土豪であつたことを物語るものであろう。又生西も「当庄住民生西法師」と呼ばれている。下司寂仏、公文觀円についてみると、嘉元四年五月悪党が宮田庄に乱入した際寂仏寺の家を焼いたが、この時一緒に家を焼かれた者の中に「道密下司」「犬太郎中七弥六二郎左衛門下人」がある。この下司とは寂仏、二郎左衛門尉とは公文觀円のことではなからうか。この推測が成立するとすれば寂仏はもとより、公文觀円も共に独立した小屋に住む下人等を有して経営を行つていたことは明かであり又寂仏は庄内に屋敷を有していたことと相倣つて当庄内の土豪であつたと言えよう。

又波々伯部將監盛貞について考えると、その姓が示す如く宮田庄の東方波々伯部保附近を中心に多紀郡に幡居していた土豪の一族である。建武四年頃には宮田庄住人波々伯部次郎左衛門尉為光、安行庄住人同又太郎信盛等は祇園社

領波々伯部保を押領している。又波々伯部為光は足利幕府の御家人として尊氏から伯耆国稻光保地頭職を与えられている。^②このような波々伯部一族の土豪が宮田庄に住んでいたが、盛貞も恐らくこのような宮田庄在在の土豪であつたものと考えられる。

三、宮田庄と鎌倉政權

当庄と鎌倉政權との關係が史料に見えるのは承久乱以後である。即ち公文信家が承久乱に際して京方に付いたものと疑われてか、乱後石川六郎が幕府によつて当庄公文職に補任されたことは前述の如くである。近衛家はこれの停止を求め、貞応二年九月に至り関東下知状が出されてこの要求は認められた。承久乱後は一旦公文職が関東御家人に与えられたのみでなく、丹波国守護所使が入部して狼藉を行

つたことは他の諸国庄園と同じであるが、これは承久四年三月十五日関東下知状を以つて停止された。乱後の武士の非法は宮田庄のみではなかつた。丹波国に於ても雀部庄では地頭が非法を行い、或は年貢の未進を続け、又宮田庄の近くの波々伯部保では戸戸三郎朝守が「或追放相伝下司盛経或追捕土民資財」するといふ非法を行つていた。^③しかし承久乱後の武士の非法は年貢抑留、下司職等の諸職の押領、資財物の追捕等で、それぞれの庄内の農民を把握するといふ方向には向つていなかつた。結局地頭等の非法は承久以前のものと同じ性質のもので、その為これ等は幕府の停止によつて一応は抑えられてしまつた。^④

承久乱後丹波国に於て地頭を改補、新補されたことの明かな地は次の第二表の如くである。

(第二表)

(○印は新地頭補任の原因となつた者を示す。)

(庄名)	(郡名)	(本所領家)	(預所)	(前地頭・下司等)	(新地頭)	出典	新地頭出身
大山庄	多紀	東寺	近衛家	公文 ?	中沢小二郎基政	東寺百合文書 樂1-18	武藏
宮田庄	同	近衛家	近衛家	公文 ○信家 (科ナシ)	石川六郎	近衛家文書	

和智庄	船井	仁和寺	?	片山右馬允広忠	波片山文書	武藏
由良庄	(天又ハ) 船井カ	上賀茂社	○下司	十郎経成	磯部氏所藏文書	
私市庄	何鹿	上賀茂社	○公文	(公文) 清久小次郎胤行	茂木文書	下野カ
八田須知 以下七郷	船井		○資親	美濃國諸家系譜 首藤山内系圖		相模
		神主 能久	?	山内首藤盛通		

右の中で大山庄は当庄の隣であることは前述の如くである。官田庄の公文が誤つて改替されたのは公文信家が大山庄の庄官等と共に京方についたものと誤認された為ではなからうか。又私市庄の清久小次郎胤行の与えられたのは公文職であつた。官田庄の場合も石川六郎が得たのは公文職であつたが、彼はこれについて「給公文職御下文者は地頭也」と述べて公文職と地頭職の同一を主張している。しかし私市庄の場合建武頃に至るまでそれは地頭職でなく公文職である。通常地頭職と下司職は同一のもので、地頭の置かれた所では公文はあつても下司は置かれなかつたが、私市庄、官田庄に於てはこのように地頭職でなく公文職のみが御家人に与えられている。御家人に勲巧賞として与えられるのが前司の跡である限り、公文にのみ罪科のある場合には下司の所職を奪うことは出来ないこともあろう。安芸

国都宇竹原庄に於ては公文文章生盛安等は京方について、彼等の公文職を没官して小早川茂平が地頭になつた。すると幕府はそれ以前には鴨御祖社の氏人神人等が下司職に補任されていたのを停止して彼等の権限を否定してしまつた。一方播磨国鶴庄の場合は久岡名主内藤右馬允成国跡には青木兵衛五郎重元が補任されたが、彼は名主職地頭職を与えられたのみである。このような相違は何故生じたのであろうか。丹波、播磨等のように京都から近く、庄園領主の支配力が強く及んでいて領主の経営に対する意欲の強い所では、幕府が御家人に与えるのが地頭職(下司職)でなく公文職のみであることも止むを得なかつたであろう。更にこの六ヶ所中由良、官田両庄では一度は御家人に与えられた所職が再び庄園領主方に返却されている。このような点にも京都に近い国々と遠い国々とに対する幕府の政策

又は支配力の強さの相違が考えられるのではなからうか。

承久以後しばらくは地頭御家人との問題は文書には見られないが、建治二年に至つて隣庄大山庄地頭中沢基員と前述の事件が起つた。これは同年十二月十二日宮田庄雑掌見寂の木乃部村代官西善が基員に殺されたことによるものであつた。宮田庄雑掌の主張によれば、大山庄地頭基員は大勢を率いて宮田庄木乃部村に打入り古木を伐らせた為、当村住人が制止したので切らずに帰つたが、その時「当村代官源三郎入道西善主従為相尋子細行向之時取籠大勢之中無是非令殺害之」ということであつた。^⑩これに對して中沢基員は「十二日夜半強盜人打入于大山庄之処土民等令起合禦戰之刻当庄住人等其數雖被疵彼強盜人負手歟之間脱捨甲冑逃籠于宮田庄之由寅刻之許雖告申之惡党退散之上者基員不及罷向而翌日十三日触申于守護御代官畢」と述べ、^⑪雑掌見寂は悪党を扶持している旨を主張しており、兩者の主張は相對立している。雑掌側の述べるところによればこの相論は弘安二年四月に至り一旦和与が行われたようであるが、これについては大山庄地頭は否定している。^⑫しかしこの相論について兩者の主張を検討してみると、一概には断定し

難いにせよ、地頭側に無理があるようである。この宮田庄雑掌側の証拠文書とする和与關係文書を見ると「此上者(和与)筆者註)当庄山野草木立林之外者自宮田庄雖伐之候不可及制止候又宮田庄要水流末徒落来候も徴給ひ者旁本望候歟」と地頭は述べている。徳治二年東寺は宮田庄側が地頭との不和の為用水を止められたのに困つて、田地一町五反を井料田として宮田庄側に引渡しているように、^⑬大山庄にとつて宮田庄からの用水は欠くべからざるものであつた。大山庄地頭も用水を止めての對抗には手を焼いて和与せざるを得なかつたのではなからうか。しかし和与以後永仁年間から正安年間にかけて、この相論は再び蒸し返され、^⑭正和四年には地頭が宮田庄民に對して大袋大犯を行うという事件も発生した。^⑮又正安四年後二条天皇即位の際の大嘗令米の徴集が行われた際には、中沢基員はこの徴集に當つたのを機会に宮田庄に對しても濫責を行つた。このような大山庄地頭の非法に對しては用水を止めたりして對抗する一方、幕府に訴えてその力を借りようとしたが、中沢氏は或は守護代と結び、^⑯或は又六波羅奉行人の縁者たる地位を利用したりするので、雑掌の希望するような結果を得

ることは遂に不可能でうやむやの中に年月が経過して行くのみであつた。

このように大山庄地頭の勢力拡張を目ざしての非法に苦しめられていた一方、その膝下の庄官、下司寂仏、公文觀円の兩人は、正和五年頃守護代と結んで幕府御家人となろうとした。雑掌良有はこれに反対して、御家人号の停止を幕府に求め、文保元年にはこれを認めしめてその目的を一応は達することが出来た。庄官が幕府御家人となるやその進止は最早本所領家の自由にはならず、それが幕府の安堵状を持たない場合でもその跡を自由に他人に補任することは出来ず、御家人中の誰かを任じなければならなくなる^④。

このようなことは庄園領主の支配を弱めるものとして排斥されていた。又御家人の非法悪行に対しては、守護の直接の検断権は及ばないので、非法を働く上にも御家人となることは極めて好都合であつた。この為庄園領主の支配を脅そうとして、為に悪党と呼ばれたような武士達も、御家人号を利用せんとしたようである。即ち宮田庄悪党生西が御家人と号して非法を行つたのはその一例であらう^⑤。

このような理由から庄官等は御家人号を得て己の立場を

強化しようとし、又一方領主側はこれを阻止せんとしていたのは、宮田庄のみでなく、当時広く見られる現象で、波々伯部保等の場合もその一例である^⑥。このように鎌倉幕府の存在は幕府の意志を超えて、庄園領主にとつては、東國武士（即ち地頭）の庄園侵略のみならず、その庄園内の庄官層の御家人化、独立化を誘発し、庄園領主をしてその対策に腐心せざるを得なくならしめたことは当庄でも同様であつた。元弘三年鎌倉幕府は滅亡したが、それに代つた足利幕府は、戦乱の必要から、より広く武士の御家人化を行い、当庄住人波々伯部次郎左衛門尉為光が御家人となり、伯耆国稲光保地頭職を与えられたことは前述の如くである。このように宮田庄内には、南北朝以後武家勢力は次第に浸入して来、応永年間には遂に山名氏の入部押領を見るに至つたが^⑦、この間の詳しい事情は史料が乏しく明かでない。

四、宮田庄民

当庄の檢注帳、名寄帳等は全く存在していないので、その名構成、或は庄民の階層構成等についての基礎的史料を

得ることは出来ない。名についてもただ文書の上に恒沢名、光成名等の存在が見えるのみである。永原慶二氏は山城国久世庄の研究に於て、室町時代の久世庄民の階層として (1)代官的名主(公文)、(2)名主、(3)中小規模名主職所有

農民||百姓、(4)下人(名下的下人)の四つを掲げておられるが、これは大体当庄にも当はまるようである。しかし当庄の場合には史料も乏しくその一つ一つについて詳細に追求することも出来ないので、永原氏の言われる久世庄の場合と、当庄の場合との異同については詳細に知ることは不明である。そこで先づ一つの史料を紹介して、それを中心に考察を進めてみたい。

宮田庄住人生西法師は正安三年頃より悪党となり、屢々当庄に乱入して乱暴狼藉を働いていたが、嘉元四年五月二日夜又もや乱入した。これについての文書の一つを掲げると、

「今月二日夜生西已下悪党等当庄宮田庄預所已下并□□寂仏已下輩家々、致強盜、令殺害同庄八郎兵衛尉之女子并妻女手負同五彦三郎、牛太郎國門一以上四人、盜取若干資財日死去也、
 焼払政所并寂仏、八郎兵衛尉、国助、蓮道口口口、道密下同、

犬太郎、中七、弥六二部左衛門下人、源内、小佐々尼、顯智法師住宅以下十二所世襲、候畢、(中略)

嘉元四年五月廿九日 法橋良嚴判

進上 新田六郎殿

この文書から知られることは、(1)当庄の庄官有力名主層は下人を所有していたこと、(2)下人と呼ばれているものの中には独立の小屋に住んでいる者がいたことの二つであるが、この点について今少しく詳細にこの文書を検討してみたい。

先ず解釈上の疑問点を上げてそれについて考えることにする。ここに「焼払政所并寂仏……顯智法師住宅以下十二所」とあるが、この中の「以下十二所」の「下」の字は書落された為前の如く「以十」の中間右横に書加えられている。この「以下十二所」を如何に解釈すべきかに問題がある。政所から顯智法師迄を引用文に筆者が打つた句点の如く読めば、それだけで十二所となり、その数は「以下十二所」とあるのと一致する。殺害された人数については「以上四人」と総計を明記しているのであり、この焼払われた住宅についても政所等総計十二所と考えるのが妥当で

はあるまいか。「政所……以下十二所」を政所以下と読むか、顯智法師以下十二所と読むかでその意味するところは異つて来る。しかしこの文書が案文であることも考えるならば、「以上」の書誤と云うことも考えられるのであり、又そうでなくても十二所という数が符合することから焼払われた住宅は十二所であつたと解釈したい。

次に「八郎兵衛尉、国助、蓮道下人」とあるが、この「下人」を蓮道一人にかけるか、又国助、蓮道の二人にかけるかということが問題である。それが蓮道のみか、国助にもかかるかということで、ここに記されている下人の数を五人とするか六人とするかということが決められる。しかし他に拠るべきものもないので断定を下さざる可な範圍でこの文書の持つ意味を探つてみることにする。

「悪党に焼払われた住宅にあつた建物の数は「卅宇余」であるが、下人の住んでいた家の建物の数は、中には二字以上あるものも或はあつたかも知れないが大体は一字位しかなかつたであろう。そしてここに見える下人は五人乃至六人であるから下人以外の者の住宅にあつた建物の数は略々卅宇足らずと考えられよう。そして一人当りの数は四字

乃至五字であるが、預所、下司等の屋敷がその中に含まれているのであるからそれ等に於ては、母屋の他に倉、納屋、牛馬舎等も持つていて建物は他の名主層よりも多かつたであろう。すると預所政所、庄官等の有力名主層の屋敷には七字前後位の多くの建物の存在が考えられる。そしてこの中には下人等の住む建物があつて、家内奴隸的な下人や、一応は家族を有していたような名子的下人が、その中に住んでいたものであろう。

下司寂仏の住宅と共にその下人道密の家も焼かれているが、この道密の家が主人寂仏の家とは別に独立して記されていることは、下人道密が、主人の屋敷外の一応は独立した家に住んでいたこと、そして又道密が自立化の過程にあつたことによるものであろう。又二郎左衛門尉の下人犬太郎等三人の家が焼かれているのに、主人二郎左衛門尉の屋敷が焼かれていないのは、彼等三人の家も矢張り主人の屋敷内にあつたのではなく、それから離れた所にあつたのではなからうか。絵巻物等に画かれた土豪の家の構造を見ると、屋根は茅、板、柿葺であつて、火災に対しては極めて脆弱である。彼等下人の家が主人の家敷内にあつた場合、

しかもそれが三戸も焼かれた場合に、そして悪党乱入の混乱時という点も考慮に入れるならば、主人二郎左衛門尉の屋敷が類焼する危険率は極めて高い。更に悪党が乱入して放火を行つたとすれば、下人小屋のみで済んだとも考え難い。これらのことから、彼等三人の下人の家は、主人二郎左衛門尉の屋敷とは別に独立していたものと考えられる。

又下人の家が焼かれた場合に、それがその主人の家の一つとしてでなく、下人の住屋として報告されているということは、その下人が主人の屋敷外に住んでいるということのみによつてではない。道密等が下人とは呼ばれていたにしても、かなりの自立化への途を進んでいたからではなからうか。若狭国太良庄に於て寛元年間の頃、地頭から在家役を懸けられた親類下人(『脇在家』)は百姓の屋敷内を割分けて据置かれた者であつたが、宮田庄のこの下人は主人の屋敷外に独立した住屋に住んでおり、この太良庄の親類下人(『脇在家』)よりももつと自立化の進んでいた者であつたと云えよう。彼等下人の中でも蓮道、道密という名前は、入道後の法名のように感ぜられるが、このことから彼等二人は単なる名子的下人とは異り、今少し独立性の強

い郎従的なものではなかつたかと考える。特に当時の下人所従という言葉は、主従關係を現す場合にも用いられているので、下人とあるものをすべて奴隸又は半奴隸と解釈することは出来ない。しかし犬太郎、中七、弥六等という名前は、郎党と呼ぶには少し威厳が足りないようで、どちらかと云えば道密よりは隸屬性が強いもののように感ぜられる。

又これは宮田庄ではなく、隣庄大山庄のものであるが、正和四年十一月、大川庄地頭中沢尊蓮の子息新左衛門尉直基等は宮田庄「木乃部村住人加治大夫安貞於路次召取之大山庄地頭子息新左衛門尉并道念七郎左衛門入道以下交名人等無是非押籠彼安貞於弥六入道屋」て米百石錢二百貫文を出すように責め、大袋大犯を致した事件が起つた^⑤。この弥六入道は雑掌の言うところに従えば直基の下人であるという。そして又雑掌は「彼弥六入道元者大山庄市庭住民都維那法師下人今為尊蓮下人在之最几下之処何今更可称侍品哉」と述べている。以上のことから弥六入道なる人物について考えてみると、彼は地頭の下人として、一応主人とは離れたところに独立の住宅を有していたことが知られる。

次に彼は前には大山庄市庭の住人、都維那法師の下人であつたのが、何時の頃からか地頭中沢氏の下人になつたと云われている。文保元年十月の大山庄内検取帳には大山庄名主として「ゆいな」なる人物が見られる。彼は一井谷に田地一反を有している。「ゆいな」に漢字を当てれば「維那」となり音も字も「都維那」と似通つている。当時に於てはこの兩者を混同して使用している場合もあるので、これは同一人であると考えられる。この内検取帳は大山庄領家方のみで、地頭方は含まれていない故、彼の経営規模等を知ることは出来ないが、彼は大山庄の名主の一人であつた。下人弥六入道が何故都維那法師から地頭に主人を變えたかは明かでない。地頭中沢直基は、宮田庄雜掌が弥六入道を下人と言うのに対して、彼は侍品の者だと抗弁している。これは彼の住屋が主人とは独立していたことの他に、彼自身が独立化し、身分的にかなり上昇していた為、地頭が彼を侍品の者と称し得たのではなからうか。又このように彼の独立性が強くなつていた為、地頭が彼を旧主都維那法師の下から離し、己の被官となし得たのではなからうか。このように宮田庄を始め、大山庄等この附近に於ては、

一方では庄官、名主層の屋敷内に住む下人等（太良庄に於ける脇在家とも云うべきもの）がいたと共に、又他方では主人の屋敷とは独立した住居に住む、自立性のかかなり高い下人が少くなかつたことが知られよう。加賀國壺海郷に嘉曆頃、江四郎なる名子がいて、自ら板を市場に持つて行つて、売買を行つていたが、文和二年には年貢以下注進状に「江四郎名」として以前の名子主と並んで定田一反卅代を名請けする迄に至つている^④。この名子江四郎の如き途を歩みつつあつたのが以上述べて来た下人道密、犬太郎、弥六入道であつたのではなからうか。

ところで前述の嘉元四年五月の法橋良嚴起請文の解釈について「以下十二所」の十二所が政所以下願智法師住宅等の十二所でなく、願智法師住宅以下十二所であるとするならば、この十二所に含まれる住宅はどのような性格の者の住宅であろうか。その前に下人等の住宅が五乃至六書かれているのであるから、この十二所に含まれるものは多くは下人等の住宅で、その他に若干は中小名主職所有農民とも呼ばれるべき者が含まれている程度であろう。すると主人の屋敷からは離れて独立して生活を営んでいた下人等が

極めて多かつたことになり、宮田庄に於ける下人等の独立性は更により以上に高かつたことが結論されることとなる。何れにせよ鎌倉時代末期頃には、宮田庄附近に於て下人とは呼ばれながらも、かなり独立性の高い農民が相当数存在していたものと云えよう。

次に名主層について考えてみたい。領主的な名主と所謂「当名主」層との区別は当庄に於ては史料が不足している為個々についてはなし難い。八郎兵衛尉、国松一郎左衛門尉等は領主的名主と呼ぶべき者であろうか。彼等を領主的名主(庄官層と略同じ構造を持つ者)とするならば、一般名主層の経営を示すような史料は極めて乏しくなる。国松一郎左衛門尉は下人二人を悪党生西等の為に殺害されたことは前述の如くである。下司寂仏、公文二郎左衛門尉等も下人を有していた。しかし下人を隷属せしめていたのは彼等領主的な有力名主のみではなく一般名主層(当名主層)も同様であつたと考えられる。隣庄大山庄の史料になるが、前述の大山庄市庭住人たる名主都維那法師は正和四年を少し遡る頃、下人と呼ばれる者を持つていたこと、或は又建治二年十二月十三日大山庄地頭中沢基員書状に「今月十二日よ

かうたう人(独立)のよせゆをはやくよ(呼)はわりいたし(患)ゆ間百姓下人はしりいそくところにさんさんにいきりゆあひたこれよりもふせきゆに百姓下人少々(手負)てをいてゆ」とあること等から、一般名主層が下人を有していたことが知られよう。この下人の存在形態については前述の如く、(1)家内奴隸の下人、(2)脇在家の下人(名子的下人)等もあつたであろうが、

(3)又少からぬ部分は一応主人たる名主等の屋敷とは離れて或程度の独立をかち取り、農奴への進化の途をかなり歩みつつあつたものであろう。ではこのような、かなりの自立性を示しつつあつた(3)に属する下人と、その主人との間には如何なる隷属関係が存在していたかを知りたいのであるが史料不足の為、結論を下すことは出来ない。

又この頃には当庄内に富裕百姓と呼ばれる者が見られる。当時隣庄大山庄内には大山庄市庭があり、この附近にも商業、貨幣経済が浸透して来つつあつたようである。そこで当庄に於ても商業によつて利潤を得る者が出て来たであろうし、又この貨幣経済の発展に必然的に付随する高利貸資本の発生も見られるようになって来た。嘉元三年十一月三日悪党生西等は庄内の富裕百姓と呼ばれる種次、枝包

等の住宅に打入り、「盜取錢貨小袖及諸方質物逃散」した。^④かくの如く彼等富裕百姓は多くの錢貨を貯え、又質物を取つて錢を貸すことを行つており、彼等は土倉と云うべき者になつていたことが知られる。

又正和四年十一月大山庄地頭中沢直基等は宮田庄木乃部村住人加治大夫安貞を階次にて召取り、「無是非押籠彼安貞於弥六入道屋米百石錢二百貫文速可運置此屋不然者忽可令殺害之由令申之聞為遁死令懇望於請文者錢二百貫文即渡畢於米者可進後日之旨種々令誘申而希有罷歸」という事件が起つた。^⑤このように安貞は錢二百貫文米百石を身に要求されるや、一寸した庄園の一年分の年貢に匹敵する錢二百貫文は直に渡し、後で米百石を渡すことが出来る程の財力を有していたことが知られる。錢は即座に払うことは出来ても、米は直に出すことが出来ないというのは彼が商業に關係している者であつたことを物語るものである。

安貞といひ、種次、枝包といひ、何れも豊かな財力を有していたが、これは彼等が或は商業に携り、或は又土倉として貨幣經濟の中に深い關係を有していたからに他ならな

いであらう。そして鎌倉時代末期には商業、貨幣經濟がこのように農村内に滲透して來つていたことを物語つてゐる。当時の有力商人は和市を通じて庄園年貢の錢納化に關係していたが、この和市には庄内の庄官、有力名主層が関与して自己の利益を得んとしていた。^⑥このような事情と安貞等との間にどのような關係があつたかという点については詳しいことは不明である。京都附近に於ては商人、土倉と覺しき者が、土地の買得、質流れ等を通じて土地の集積を行つたりしているが当庄の富裕百姓等は土地の集積については如何であつたらうか。如何に土地を集積し、又その經營はどのようにして行つていたかという点については史料が全然見られないので不明である。

代官の名主(領主層)ともいふべき下司寂仏、公文觀円等については下人と呼ばれる隸屬者を名数持つていたこと、そしてその下人の中には種々の性格の者がいたことは前述の如くである。彼等がどれ程の土地を有していたかは史料がなく不明である。家内奴隸の下人、并に名子的下人を駆使しての直接經營、名子的下人、百姓等への小作地等があつたであらうことを想像するのみである。

又永原氏のあげておられる中小規模名主職所有農民の家内労働力のみによつて一部の土地には小規模の名主職を有し、別に他の有力名主等の土地の一部を小作していた百姓層の存在も一応考えられるのではあるが、これ亦史料が一切存在せず、想像の域を脱することは出来ない。

五、悪党

鎌倉時代後半期になると各地に悪党と呼ばれる者の活動が頻りに見られるようになった。悪党と呼ばれる者の存在は鎌倉時代末期にのみ見られるのではない。しかしここでいう悪党は超時代的なものではなく、鎌倉時代末期に特に各地に頻発した「悪党」と呼ばれる者について問題にした。庄園領主等支配者層の支配を脅すような「非法」を行うものがすべて悪党と呼ばれたのであり、その語の中には厳密な定義は存在しない。畿内近国を中心に起つた悪党が、如何なる階層の者によつて構成されていたか、又如何なる事情によつて悪党化したか、又その行動がその当時に於てどのような意義を有していたのかという点に中心を置いて検討される必要がある。これについては先学の業績も

種々あるが、不十分な点も少くない。しかし当庄の史料を以てしてはそれに付け加えるべきものは殆どないようであるが、そのアウトラインを示して、一つの参考資料を提供したい。

宮田庄悪党は宮田庄住人兵衛次郎入道生西父子一族を始めこの附近の住人を中心とするものであつた。この悪党の活動が史料の上に見えるのは正安三年三月以後であるが、その悪党化もほぼその頃であろう。そこで先ずその構成について考えてみたい。嘉元二年九月の悪党交名注文を見ると、

「掃部兵衛入道生西父 兵衛次郎入道生西

同子息大夫房印慶 孫太郎家継

兵部房良印生西弟 六郎信家

大沢兵部房不知実名 掃部左衛門入道水原住人

八郎水原住人

自余数輩不知交名

とある。ここには悪党張本兵衛次郎入道生西法師の他、その父、子、兄弟等生西一族及び水原住人、山内住人があげられている。水原は丹波国船井郡の西部、多紀、天田両郡

と境を接したところにある。又山内とは宮田と同様近衛家領で丹波国にあり、宮田庄に比較的近い庄園のように思われる。

更にその後も度々当庄に乱入したが、翌年嘉元三年十一月三日に「打入庄^(四)富裕百姓種次枝包等住宅盜取錢貨小袖及諸方質物等逃散之刻所召取彼与党草山藤二郎細見守真春日部弥三郎等」^(五)つた。この召取られた与党三人の姓草山、細見、春日部は何れも宮田庄の北に当る所の地名で、草山は多紀郡内で宮田庄の北に当る所の地名で、草山は多紀郡内で宮田庄の北東、春日部は水上郡で北方、細見は天田郡で草山の北、春日部の東に当る土地である。又前述の水原は船井郡で草山の北東に当る土地である。このようにこの悪党は多紀、水上、天田、船井四郡に亘つて互に相接近した地帯の住人が連合して構成しており、春日部、水原の間は略五里程距つていて、その結合は非常に広い地域に及んでいたことが知られよう。そしてその頃の彼等の兵力は三百余人といわれ、^(六)非常に大きな勢力を有していた。そこで当庄難掌の訴により六波羅は当国主殿保井犬甘保地頭酒井考信及び鵜沼左衛門尉等に命じてこれを討たしめた。^(七)そこ

で彼等二人は悪党が宮田庄に乱入するや追討に向つたが、悪党の力は強大であり「悪党等多勢ゆ依餘于手ゆ不及召取自去廿日迄今月三日四ヶ日致合戦向御使放箭焼払四十四宇在家同三日夜中追散ゆ畢」といわれるように、悪党に対しては彼等地頭の力でもどうにもすることは出来ず、僅にその与党の一人弥太郎景永を捕えることが出来たのみであつた。^(八)このように彼等は六波羅から丹波国地頭御家人を動員しての追討を度々受けたにも拘らず、長期間に亘つてその活動を続けて、嘉元年中より二十年程経つた元亨三年になつても生西等の悪党は、宮田庄に乱入して庄園領主を悩まし続けていた。しかもこの頃になると「生西以下輩率自国他国名譽悪党人等打入当庄日々夜々致夜討殺害強盜放火種々悪行」といわれるように、^(九)その構成分子は丹波国以外にまで及ぶといわれる程大規模な結合を示して来ている。貞和四年頃の作と推定されている「峯相記」を見ると丹波、但馬、因幡等の国々の悪党の中には播磨国にまで乱入狼藉を行うものがあつたと記されているように、悪党の行動範囲、結合範囲は鎌倉時代の末になる程、益々一国の範囲を越えて広範囲に亘るようになって来たことが知られ

る。

次に彼等が宮田庄に於てとつた行動を見てみよう。正安三年三月には、栗柄村奥大夫男の住宅に打入り夜討強盜をし資財物を奪取つた。嘉元二年八月には城郭を構えて所々の悪党を籠置き、年貢物を奪取り民屋を追捕し、同三年十一月庄内富裕百姓種次枝包等の住宅に打入り錢貸諸方の質物を奪つた。同四年五月には四人を殺害し、資財を奪取り、政所以下多数の住宅を焼払つた。同年九月には四日間に亘つて追討使と合戦し在家四十四宇を焼払つた。更に元亨三年八月にも百姓等の住屋に打入り数字の家内を追捕して米錢その他を盜取つた。このように生西等は一方では庄園の政所を焼き、年貢を奪う等庄園領主に対して非法を行い、これに打撃を与えた。又下司等在地の有力土豪層の住宅に打入り資財物等を奪取り焼払つてゐるが如き、在地土豪との勢力争いも見られる。しかし又一方では百姓等の住屋を追捕して資財を奪い、家を焼くという非法も行つてゐる。このような方法では彼等悪党は百姓(農民)層らの支持を受けることは出来ず、従つて農民層に対する封建的支配を樹立することも困難であつたであらう。

大山庄地頭中沢直基は正和四年十一月宮田庄民を召籠めて身代を責め取るという大袋の大犯を行つたと訴えられたことは前述の如くである。これも前述の悪党の行動と類似して非常に暴力的である。このような暴力的な一面が当時の地頭、土豪等の間にあつたのであり、それが個々の名主百姓に対してのみでなく、庄園体制を特に強くおびやかすに至つた場合に悪党と呼ばれたものと考えられる。しかし在地領主層が暴力的手段のみで農民支配を行おうとする時、彼等は農民層の反撃を受けねばならず、これが南北朝期頃から、特に顕著となる「惣」であろう。当庄の場合にも見られる如く鎌倉時代末期には下人と呼ばれる者が広く自立化しつゝあつたのであり、この趨勢に対してうまく応じ得るか否かということが、土豪層にとつて、封建領主としての成長の可否を決定する鍵であつた。しかし生西等の宮田庄悪党は南北朝に入る頃から、史料の乏少化と共に姿を消して、南北朝以後については何も物語つてはくれない。又当時の下人等直接生産者の自立化の趨勢が生西等の悪党化に対してどれ程の意義があつたのかという問題についても史料が乏しく結論を得ることは出来なかつた。ただ

全く無関係ではなかつたらうと想像するのみである。

六、結 び

以上南北朝内乱の前夜たる鎌倉時代末期に於ける丹波国宮田庄の情勢について若干氣附いたことを述べたのであるが、それ以後については史料が乏しく詳しく述べることが出来ない。そこで南北朝以後について簡単に述べて結びに代えたい。南北朝時代以後、或は所務預人の非法、^⑧或は公文の年貢抑留等の非法も起る等、当庄にも武家勢力は強く侵入して来た。この頃当庄内に勢力を伸して来た武士等は或は久下氏であり、或は又波々伯部氏であつた。しかしその後応永年間には室町幕府の四職の一つ山名氏が当庄内に入部するに至つた。この為何時か有名無実になくなり、その回復を欲していたようであつた。しかし応仁二年四月に至り、「山名宮田去年六月被誅」れた為宮田庄半分は元の如く知行あるべき由の武家内書が出された。半分しか返却されないのを不満としながらも、ここに近衛家は一応その目的を達した。しかし愈々職国時代へと近づきつつあつた頃のこの事件を最後に史料上にはその姿を消してしまつて、

以後の経過については史料は何も物語つてはくれない。

- ① 後法興院記、応仁二、四、十条
- ② 東寺百合文書こ、1—38
- ③ 近衛家文書七、元亨四、四、一、造大神宮料丹波国催神部成行重申状（以下近衛家文書七の場合は紛わしき時を除きこれを省略する）
- ④ 永徳二、十、一、丹波国宮田庄雜掌長俊申状
- ⑤ 正和四、十一、一、中沢直基陳状案
- ⑥ 若王子神社文書一、元応元、十二、廿六、淡路国由良庄雜掌地頭和与状
- ⑦ 赤松俊秀氏の御教示による
- ⑧ 近衛家領丹波国宮田庄訴訟文書、正安二、四、一、宮田庄雜掌門證庭中言上状（以下宮田庄訴訟文書と略す）
- ⑨ 宮田庄訴訟文書、永仁四、十一、一、宮田庄雜掌相退重訴状、同文書、永仁六、六、一、宮田庄雜掌相退重訴状、同文書、永仁六、七、一、中沢基員重陳状
- ⑩ 同文書、建治二、十二、十三、源基員書状案
- ⑪ 建治三、十、六、近衛家御教書案
- ⑫ 東寺百合文書こ39—74、同ヤノ下、徳治三、五、一、大山庄用水契状案、この本文は上に同じで端裏に「用水契状草案宮田徳治三五」とある。
- ⑬ 東寺百合文書ニ49—65
- ⑭ 正和五年カ、宮田庄雜掌為成重訴状案
- ⑮ 正和四、十一、一、中沢直基陳状案

- ①⑥ 関東六波羅將軍執權次第
- ①⑦ 近衛家文書八、(正応三年)宝帳布所進庄々等注進状
- ①⑧ この二通は共に宮田庄訴訟文書
- ①⑨ 宮田庄訴訟文書
- ②⑩ 建治三、十、六、近衛家御教書案
- ②⑪ 宮田庄訴訟文書、建治二、十二、十三、源基員書状案
- ②⑫ 同文書(正安二年)内奏目安
- ②⑬ 正和五、十、一、宮田庄雜掌良有重申状案、文保元、三、七、
関東御教書案
- ②⑭ 貞応二、九、十三、関東下知状案
- ②⑮ 嘉元四、十、四、法橋良嚴書状案
- ②⑯ 嘉元三、十一、一、宮田庄雜掌円道申状案
- ②⑰ 註⑲及び文保二、三、廿四、観円起請文案
- ②⑱ 康暦二、八、一、宮田庄雜掌申状案
- ②⑲ 註⑲参照
- ③⑰ 註⑳参照
- ③⑱ 嘉元四、五、廿九、法橋良嚴起請文案
- ③⑲ 南部晋所蔵文書、暦応二、十二、十七、祇園社前執行助法眼
頭詮申状
- ③⑳ 波々伯邵文書、建武四、十、十九足利尊氏下文
- ④⑰ 東文書一、貞応二、八、廿九、前陸奥守書下状、嘉禎四、十、
十九、六波羅裁許状
- ④⑱ 八坂神社文書下、一六八八号、承久三、閏十、十四、関東御
教書
- ③⑳ 茂木文書一、建武四、七、三、足利直義下文
- ④⑰ 賀茂別雷神社文書一、寛喜四、四、十九、関東下知状「公文
胤行如地頭令張行之間」及び註⑳参照
- ④⑱ 安田元久氏「初期封建制の構成」三四頁以下
- ④⑲ 小早川家文書之一、小早川家証文二号(貞応二年)安芸郡宇
竹原并生口島莊官罪科注進状写、同五号仁治元・閏十、十一、
関東下知状写
- ④⑳ 吾妻鏡安貞元、五、廿三条
- ④⑰ 近衛家文書七、宮田庄雜掌訴状(後欠)、宮田庄訴訟文書、弘
安元、十、一、宮田庄雜掌訴状(前欠)この兩通は一通のもの
が二つに分れたもので互に連続するものである。
- ④⑱ 弘安元、十一、一、中沢基員陳状案
- ④⑲ 宮田庄訴訟文書弘安二、四、一、附の一連の和与関係文書四
通并に永仁元、十一、一、雜掌円全訴状、永仁二、十一、一、
中沢基員陳状
- ④⑲ 註⑳参照
- ④⑱ 近衛家文書七、及び宮田庄訴訟文書に数多くの関係文書があ
る。
- ④⑱ 正和四、十一、一、中沢直基陳状案、(正和五年)宮田庄雜
掌重訴状案
- ④⑱ 正安四、三、廿四、後宇多院々宣案
- ④⑱ 宮田庄訴訟文書永仁元、十一、一、宮田庄雜掌僧円全訴状案
- ④⑱ 同文書正安二、四、一、雜掌円詮庭中言上状案
- ④⑱ 東寺百合文書ノ1—8寛元元、八、三、関東御教書案

- ⑤1 佐藤進一氏「鎌倉幕府訴訟制度の研究」一四七頁以下
- ⑤2 嘉元三、十一、一、雑掌円道申状案
- ⑤3 北風文書、正安元、十二、廿三、六波羅下知状案、八坂神社文書下、一六九三号、建治二、七、十七、六波羅御教書等、
- ⑤4 応永十六、九、五、足利將軍家御教書案、応永廿九、四、十六、同上、後法興院記応仁二、四、十条
- ⑤5 永原慶二氏「莊園解体期に於ける農民層の分解と農民闘争の形態」上(歴史評論44号)
- ⑤6 東寺百合文書一七号寛元元、十一、廿五、六波羅裁許状
同文書ア1-12、弘安十、十二、一、太良庄雑掌浄妙重申状案
- ⑤7 正和四、十一、一、中沢直基陳状案
- ⑤8 (正和五年カ)宮田庄雑掌重訴状案
- ⑤9 東寺百合文書、ヤ7-13
- ⑥0 金沢文庫古文書第一輯九一号(欠年月日)加賀国軽海郷百姓
事注進状
- ⑥1 同右、一八四号、文和二、三、一、軽海郷年貢以下注進状
- ⑥2 宮田庄訴訟文書
- ⑥3 嘉元五、十一、一、宮田庄雑掌円道訴訟案
- ⑥4 正和四、十一、一、中沢直基陳状案、(正和五年カ)宮田庄
雑掌重訴状案
- ⑥5 柴田実著「庄園村落の構造」所収宮川満氏「播磨国矢野庄」
一三八頁以下
- ⑥6 新編追加一〇四条、寛元四、十二、七
- ⑥7 嘉元三、十一、一、宮田庄雑掌円道訴訟案

- ⑥5 前註参照
- ⑥6 嘉元四、十、四、法橋良嚴書状案
- ⑥7 嘉元四、九、廿九、六波羅御教書案
- ⑥8 註⑥参照
- ⑥9 元亨三、八、一、宮田庄雑掌良重甲状案
- ⑦0 註⑥参照
- ⑦1 嘉元四、五、二九、法橋良嚴起請文案
- ⑦2 註⑥参照
- ⑦3 元亨三、八、一、宮田庄雑掌良有重申状
- ⑦4 文和元、十、十、守護打渡状
- ⑦5 康暦二、八、一、宮田庄雑掌申状
- ⑦6 久下文書建武四、三、十、將軍家下文
- ⑦7 応永十六、九、五、室町幕府宛行状案
- ⑦8 応永廿四、四、十六、同安堵状案
- ⑦9 註(1)参照

(附記)

本稿は昨年十月、京大庄園史研究会で発表したものに補筆訂正を加えた。その際赤松教授を始め会の方々から有益な御教示を頂いたことを記して、謝意を申述べたいと思う。

Conflicts on the Markets for Huai-nan (淮南) Salt

by

Tomi Saeki

At the Ch'ing Dynasty the government had primarily set markets for each salt mine. Both districts (省) of Hu-pei (湖北) and Hu-nan (湖南) were the most important markets for the Huai-nan (淮南) salt. But as the rebels controlled the transportation on the Yangtse river at the Taiping Rebellion (太平天国の乱), the government could not send the Huai-nan salt to these markets, which came to be open to the Szechwang (四川) salt. Thus the Huai-nan salt lost its major markets, a considerable unemployment occurred at the Huai-nan salt-mine, and so both Huai (淮) merchants and the government suffered from a great deal of loss. Even after the Rebellion had been oppressed, the government could not re-organise those markets of salt. Since already the Szechwang mine had been enlarged and a large number of displaced people had been employed to increase the production, the reduction of the enterprise meant an unemployment, even a rioting. Another thing was that the army of Hu-pei and Hu-nan was supported by the profit from the trade of the Szechwang salt and therefore Governor of Hu-kwang (湖広) strongly objected to the reduction of markets for the Szechwang salt. Anyhow, around the end of the Ch'ing Dynasty, the merchants of Huai and those of Szechwang bitterly competed for the markets of Hu-pei and Hu-nan. Producers, laborers and politicians joined this competition or conflict, which grew up to a serious political problem.

The conflict lasted for more than twenty years until the Ch'ing Dynasty has ended.

A Study of Miyata-no-sho (宮田庄), Tanba-no-kuni (丹波國)

by

Minoru Tanaka

Much of the study so far done on Shoen (manor or manors, 庄園) is in regard to those of large temples or shrines such as Toji (東寺)

and Todaiji (東大寺), and little of them in regard to those of courtiers. This means that historical sources so far found were in favor of the study for the manors of temples or shrines, but not that the study of courtiers' manors was thought to be less important. Among courtiers' manors, Miyata-no-sho (宮田庄), Taiba-no-kuni (丹波国) owned by the Konoe (近衛) family seems to afford rather comprehensive sources.

Thus the author intends to describe the situation of courtiers' manors, especially that of Miyata-no-sho during the latter part of Kamakura (鎌倉) period.